

專門實踐教育訓練明示書

講座の名称	スマートエスイーIoT/AIコース																	
実施方法	①通学(夜間・土日) ※オンライン講義を中心とし、一部、対面式講義も実施する。 ②通信																	
指定講座番号	1	3	1	0	2	0	8	—	1	9	1	0	0	2	1	—	1	
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間					過去一 年の講 座実績		入講者数 (30人)					修了者数 (30人)					
年月日	令和9年3月31日																	
訓練期間	6ヶ月							総訓練時間					120時間					
1. 教育訓練目標																		
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						職業実践力育成プログラム (修了)												
						教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等												
						【推奨資格】MCPC IoTシステム技術検定 上級												
						※MCPC: モバイルコンピューティング推進コンソーシアム												
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						早稲田大学 データ科学センター												
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等						本プログラムは、教育訓練目標に特定の資格の取得は課していない(プログラムの修了を目標とする)。												
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						情報サービス業及び電気機器器具製造業に従事する情報処理・通信技術者(システムコンサルタント・システム設計技術者・情報処理プロジェクトマネージャ・ソフトウェア開発技術者・システム運用管理者・通信ネットワーク技術者・その他の情報処理・通信技術者)の知識・技術として活用される。												
2. 教育訓練の内容																		
教科 (カリキュラム)								時間				使用教材名						
※必修科目2科目(計24時間)を含む120時間以上の履修で修了認								120時間以上				スマートエスイーホームページ参照						
K01 スマートIoTシステム開発実習(必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K03 修了制作(必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K04 IoT・AIシステム・ビジネス入門(選択必修)								6時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K05 SXビジネスモデル仮説検証(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K06 IoT・AIイノベーション(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K07 アーキテクチャ(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K08 セキュリティ・プライバシー・法令(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K09 組込み・生成AIシステム(選択必修)								6時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K10 クラウドサービス・分散システム(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K11 ビッグデータマネジメント・アナリティクス(選択必修)								6時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K12 推論・知識処理・自然言語処理(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K13 機械学習(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K14 クラウド基盤構築演習(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K15 無線通信・IoT通信・センサネットワーク(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K16 センサ(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K17 IoT・AIとシステムズアプローチ(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K18 深層学習(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K19 品質エンジニアリング(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K20 生成AIを活用したソフトウェア開発演習(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
K21 AIエージェント開発演習(選択必修)								12時間				ホームページ掲載のシラバスに準ずる						
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)																		
①受講するに当たって必要な実務経験等						大学入学資格を有すること(必須) 情報技術の実務経験を有すること												
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						プログラミングの基礎知識を有すること モバイルコンピューティング推進コンソーシアム(MCPC) IoTシステム技術検定中級相当をベースに本プログラムが扱う領域全体(AI・IoT・ビッグデータ・クラウドほか)の基礎知識を有すること												
③その他						①実務経験についての補足 実務未経験でも、②を満たす者については、総合的な判断によりプログラムの受講を許可する場合がある。 ②についての補足 開講までに基礎知識を習得できる見込みの者については、入門科目であるK04IoT・AIシステム・ビジネス入門の履修を必須条件としてプログラムの受講を許可する場合がある。												

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成(スマートエスイーIoT/AIコース)						
(1)資格取得状況						
① 前年度の修了者数		30	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数		30	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		—	人	受験率(③/②)	—	%
④ ③のうち合格者数		—	人	合格率(④/③)	—	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1		0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2		30	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0%	%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。						
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。						
(2)受講修了者による講座の評価等						
① 回答者総数		20	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計 0		
	2 非正社員、派遣社員	0	人			
	3 その他の就業(自営業等)	0	人			
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	2	人	③の回答数合計 27		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	4	人			
	3 社内外の評価が高まる	6	人			
	4 円滑な転職に役立つ	1	人			
	5 趣味・教養に役立つ	14	人			
	6 その他の効果	0	人			
	7 特に効果はない	0	人			
	8 未回答	0	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 0		
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人			
	4 趣味・教養に役立つ	0	人			
	5 その他の効果	0	人			
	6 特に効果はない	0	人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 0		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
	4 就職していない	0	人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	11	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 20		
	2 おおむね満足	8	人			
	3 どちらとも言えない	1	人			
	4 やや不満	0	人			
	5 大いに不満	0	人			
(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)						
スマートエスイー修了後フォローアップ・ニーズ調査結果(2023年度修了生対象)						
https://www.waseda.jp/inst/smartse/assets/uploads/2025/10/2de412676e83d9dba40efb9492232ad5-1.pdf						
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法						
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		アンケートの実施				
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数						

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)		出席、レポート課題等の総合点が60点以上であること。 なお、やむを得ず欠席する場合は、授業を補完する課題を課しそれを修了することで出席とみなす。	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		各科目にてレポート課題を課し、習熟度を確認。 受講後アンケートにて理解度を測定。	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		必修科目24時間を含む120時間の科目を取得する。	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		修了制作の審査会を行い(審査員2名以上、発表15分、質疑応答15分)、その内容をもって修了に値するレベルに達しているかを把握・測定している。 不適合な場合は追加指導を行い、再審査の機会を設けている。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		LMSを通じたディスカッションや個別質問の機会を設けている。 また、提出課題に対するコメントを行うことで受講生にフィードバックを行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		モバイルコンピューティング推進コンソーシアム(MCPC)の資格検定の情報を案内。 修了制作指導やスマートエスイーコンソーシアムを通じた企業と大学の共同研究のバックアップ及び大学院入学の斡旋を実施。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 早稲田大学 (代表者名: 田中 愛治)		
住所及び連絡先	東京都新宿区戸塚町1-104 TEL 03-3203-4141(代)		
施設名称及び施設長名	早稲田大学 西早稲田キャンパス (施設長:)		
住所及び連絡先	東京都新宿区大久保3-4-1 TEL 03-5286-3270(スマートエスイー事務局)		
苦情受付者	氏名 長谷川 雄一 所属 データ科学センター	事務担当者	氏名 川島 治英 所属 データ科学センター
連絡先	TEL 03-3204-9164	連絡先	TEL 03-3204-9164
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 605,000 円		
支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		605,000 円 (うち、必須教材費 55,000 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円		
	① 任意の教材費(税込額) 円		
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 円		
	③ 施設維持費(税込額) 円		
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 円		
	3. 総額 (1+2) (税込額) 605,000 円		

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。)その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

以上